

中世後期都市デュレンにおける支配とツンフト(2) : ガッフェル体制の成立とその意義

田北, 廣道

<https://doi.org/10.15017/4494347>

出版情報 : 経済学研究. 60 (3/4), pp.243-260, 1994-12-10. 九州大学経済学会
バージョン :
権利関係 :

中世後期都市デュレンにおける支配とツンフト(2)

—ガッフェル体制の成立とその意義—

田 北 廣 道

目 次

文献目録

はじめに：学説的背景と課題

I. ガッフェル体制の形成要因

- (1) 都市内要因：経済構造の転換
- (2) 都市外要因：アムト体制の確立

(以上、第59巻5・6号)

II. 「市民闘争」の展開 (以下、本号)

- (1) 1402年「市民闘争」
- (2) 1456/57年「市民闘争」：大公役人の関与

III. ガッフェル体制の意義

- (1) ガッフェル体制とツンフト原理
- (2) 手工業政策をめぐる都市・ランダスヘル

むすび

II. 「市民闘争」の展開

都市デュレンのガッフェルは、内外要因の交差のなか、15世紀から16世紀初頭にかけて次第に輪郭を整えてくる。その際、この時期多数の都市を捉えた「市民闘争」を制度変革の節目として経過する。本章では、1402、1456/57年の2度にわたる「市民闘争」の原因・経過を追跡し、ガッフェル体制に刻印づけられた内外諸力の接点の特質を浮き彫りにするとともに、中小都市の「市民闘争」研究への寄与を図りたい。

(1) 1402年「市民闘争」

1402年「市長・参審人・市参事会と市民」との間に発生した抗争については、同年ユリヒ大公発給の仲裁裁定文書が、唯一の史料といっても過言ではない。しかし、それも、事件の全容を伝えてくれないが(表-2を参照)、原因の一端に関する手がかりを含むので、その検討から始めよう。そこでは、市参事会の定数と選挙方法を定めた第2項が、注目される。「我らの都市に誓約した市参事会員は、これまで7名いたが、当文書の発給日以降については8名を選出すべし。すなわち、オーベルステ〈overste〉から4名、ゲマインデ〈gemeynthe〉から4名を選出し、そのうちオーベルステの2名とゲマインデの2名は毎年改選すべし」(UB-II, 250)と述べ、ゲマインデ・オーベルステ——毛織物工を中心とする中産市民と、穀物・ブドウ酒商人に代表される富裕市民——間の議席配分を争点の一つに挙げる。しかし、その根底に財政上の利害対立があったことを見逃してはならない。第4項の年次会計報告の立ち会い人規定に、毛織物工ツンフトの「宣誓官」14名が都市要職者の参審人・市参事会員と並び挙げられた事実が、他の諸都市で「市民闘争」勃発の直接の引き金となった、あの財政問題の介在を示唆する。ただ、デュレンの場合、この財政窮迫にしても、都市内要因に解消できない大公債務の肩代わり

に端を發しており、その前史となる1366/76年市民・大公間抗争にまで立ち返って考察する必要がある。

1376年和解文書は、市民・大公間抗争の原因について、「我ら(大公)は、都市デュレンの市長・参審人団・市参事会・市民の全て、ないし一部との間に構えてきた、あらゆる争点・問題につき、その種類・起源にかかわりなく、根本的かつ友好的に和解し、事態を収束させるものである」(UB-I, 185-7)と述べるだけで、詳細を伝えはしない。しかし、1366年大公債務の肩代り金の最大の債権者、都市ケルンとその返済方法に関する協定締結直後に、それが発生した事実は、債務過重下の市民の不满噴出を示唆する(UB-I/1, 163-5)。1366年の協定文書でデュレンは、「終身定期金債務が満額に達するまで毎年4%ずつ支払うことで了承願いますよう」と、返済すべき定期金率の大幅軽減を要求する。この要求は、同時期のケルン都市会計簿から判断する限り、5割前後——1350年に10%、1381年に8%——にも達するが、基本的に受け入れられた(Knippling [3] - I, 210-20)。特に、この協定には、当該債務を理由としたデュレン市民の身柄拘束・財貨差押え権の放棄——債務に対する共同体構成員の連帯責任の免除規定——も10年期限で盛り込まれたように、財政逼迫の影響は既に市民の商業活動にも及んでいたからである。

したがって、その和解文書の中心内容が、財政問題だったとしても、十分首肯できる。ユリヒ大公の手に「月割金」Monatsgeldと呼ばれる月々100グルデンの取り分を残し、アクチーゼの徴収権・税率変更権・不正の処罰権の全てが、都市に譲渡される。この特権獲得は、デュレンにとって多額の貨幣支払を代償に進められてき

た「自治」権拡大——1369年の都市要職者の自由任免権、1375年の参審人判決に依らない市民の身柄拘束・財産没収の禁止——の仕上げの位置も占めるが、財政窮迫の抜本的な解決策にはならなかった。いや、莫大な債務支払の圧力下の財政的な自治権獲得は、デュレン財政のアクチーゼ=取引・消費税依存型の構造と相まって、アクチーゼ品目の拡大・税率強化の悪循環さえ生み出した。ちなみに、1546年伝来のデュレン最古の都市会計記録では、ブドウ酒(52.9%)、ビール・麦芽(19.2)、織物(6.0)、パン・粉挽(5.6)、家畜(4.7)、魚(4.5)の上位6品目だけで総歳入の93%にも達する(Schoop, 52-4)。このように、経済力豊かな富裕市民より、手工業者をはじめ市民大衆に重い負担を強いるデュレン財政構造は、隣接都市ケルンの例が教えるように、市民闘争発生の直接・間接の引き金となった(田北 [67])。1402年「闘争」発生の直前に定期金支払い軽減願いが、再度ケルンに出された事実も、1376年以降の問題の存続を物語る。「闘争」後の市参事会の構成変化と、年次会計報告への「宣誓官」の参加も、この文脈で初めての確に理解できるのである。

ところで、1402年「闘争」の結果についてショープは、筆者と対照的に、ツunftの影響力の後退を結論する。この見解は、多数の難点にもかかわらず、今日も一部で継承されているので、簡単に検討しておこう(代表例にKauder/Weber/Weinfurth [31a] 70-3がある)。ショープは、この「闘争」を都市貴族対手工業者の古典的図式で捉え、闘争後の市参事会の構成変化を、次のように理解する(Schoop, 5, 40)。すなわち、毛織物工ツunftの「宣誓官」7名が排除された結果、市民・ツunft代表は4名に減少し、参審人7名を含む上層市民代表11名に

対して劣勢に立ったというのだ。最近刊行されたケーメラー編の史料集から、反証を挙げてみよう。

第一に、「宣誓官」が市参事会の構成員だったことを示す史料は、1402年以前・以後を問わず、皆無である。ショーブは、1278年ケルン大司教の文書における守護・参審人・市参事会員・「magistri iurati」の並列から看取できる、毛織物工の市政上の強力な地位を論拠に挙げる。しかし、14世紀都市当局の発給文書に「宣誓官」が、都市当局の構成員として登場することは一度もない。1321、31の両年アーヘンのマリエンシュティフトと交わした土地譲渡と教区教会の修理費負担に関わる2通の文書には「守護 iudius, 参審人, 市参事会, 市長, 都市共同体」(UB- I /1, 62, 71-2) が、そして1360年カツェレンボーゲン伯への市民2人の身柄解放の要求文書にも「市長・市参事会」(UB- I /1, 135) が、記載されるだけだし、1402年以前の「宣誓官」の権限に関わる史料に目を転じて、変わりはない。1387年縮絨工のツunft決定、あるいは1400年頃毛織物工のツunft決定から判断するかぎり、「宣誓官」の権限は、手工業文書の追認と製品検査・罰金徴収を越えない。さらに、後述の1456/57年「闘争」の仲裁裁定文書＝「同盟文書」——市参事会員の選挙方法が重大な争点をなす——にも、市参事会からの「宣誓官」の排除といった、時代的に先行する劇的な変化を示す文言はない。毛織物工の強力な地位は、ユリヒ大公との特別な関係に基づいていたと考えるのが順当であろう。特に、上記1278年文書に「宣誓官」が登場した理由は、ケルン大司教の一時的な都市占領・臣下誓約強制といった特別な政治的情勢と不可分と見なせるからである。

第二に、参審人は、ツunft成員以外の富裕

市民に限られはしない。1548年「判告録」の一節が、この点で手がかりを与える。上級審の所在に関する問いに対して都市は、「毛織物工ツunftの宣誓官は、オーベルマイスターのために2名の参審人を選び、控訴される場合は、大公開下ないし閣下の評議会に持ち込まれる」(Domsta, 188) と答える。つまり、オーベルマイスターを兼任する参審人2名は、織物検査の技術的要請と関連して毛織物工の中から「宣誓官」の手で選ばれていた。もっとも、1545年ポリツァイ条例では各ガッフェルから参審人1名選出の原則が既に確立しており、それも毛織物工業の全盛期の状況だけに対応したものと理解せねばならないが(QRW, 2-3)。

第三に、隣接都市ケルンの諸関係と比較して、1278年時点で毛織物工の市参事会参加を主張するのは、時期尚早との印象を免れない。都市ケルンの手工業者が、初めて大参事会に代表を送ったのは、1370/71年「織布工支配」期のことだし、またツunftを基本単位とするガッフェル制度が確立するのも、1396年以降である(田北[67])。そして、15世紀のうちにガッフェル制度は、この地方の諸都市に広く普及して、ショーブの主張とは対照的に、手工業者の政治機能は拡大過程に入る(田北[81] 578-84)。ショーブの消極的な評価の基礎には、恐らく、中世後期以降ツunftの閉鎖化・反動化を強調する古典学説があったのだろうが、この古典学説は今日退けられている。

(2) 1456/57年「市民闘争」：大公役人の関与

1456/57年の事件は、狭義の「市民闘争」概念には収まらない複合的な性格を示して、1402年「闘争」以上に内外要因の重層性を強く印象づける。1457、58年ユリヒ大公発給の3通の文書

を手がかりに、その点の確認から始めよう。

1457年4月25日付けの仲裁裁定文書＝「同盟文書」は、都市内紛に終止符を打つとともに、1545年ポリツァイ条例に至る制度的骨格を確立した。その書出しは、都市当局対市民という平均的な対立の構図を示唆する。「昨年、我らの都市デュレンにおいて市長・参審人団・市参事会・市参事会への誓約者を一方の当事者とし、我らの市民たちを他の当事者として、ほとんどあらゆる問題につき口頭・行動による対立・抗争が発生し、今日まで収束していない。そこで、我らの評議員と友人たちを都市に差し向け、抗争の原因について事情聴取を行い、また行わせた結果、以前（1402年）我らの親愛なる叔父で、先のユリヒ大公の故ラインアルト様が、デュレン市民の抗争に際して仲裁のために発布した法令を見出した」（UB-I/2, 483-4）。しかし、都市当局側には、大公役人が加担していた。この「闘争」における反抗派市民の免責と、新アムトマンの任命とに関する1458年5月の文書は、次の興味ある表現をふくむ（UB-I/2, 494-5）。

「先頃、我らの親愛な評議員で誠実な騎士のヴィルヘルム＝フォン＝ネッセルローデ・市長・参審人団・市参事会を一方の当事者とし、我らの都市デュレンの市民と彼らの支援者を他の当事者として、口頭・行動を交えた抗争が発生した」と、アムトマン職のネッセルローデの都市当局側への肩入れを明記する。しかし、「市民闘争」に関与したのは、アムトマンだけではない。1458年3月発給の仲裁裁定の追認文書には、「デュレン市民の好意（後述の貨幣支払）に鑑みて、我らの役職者である、騎士ヴィルヘルム＝フォン＝ネッセルローデ、アルノルト＝エッセル、およびシュルトハイス職のクリスチャ

ン＝フォン＝ミースハイムの手からアムト管理権・記録簿・印璽を剝奪し、彼らの役職を解任する」（UB-I/2, 491-2）と、1423-68年大公領の共同統治者だったヨハン＝フォン＝ローンの任命したアムトマンとシュルトハイスとの同時解任に言及して、彼らの関与を窺わす⁶⁾。

それでは大公役人を市民闘争への干渉へ駆り立てた理由は何だったのか。経済的・政治的要因の双方を考えたい。まず、上記の3名は、ユリヒ大公への貨幣貸付の代償として役職を獲得して、都市の財政運営に直接の利害関心をもっていた。逆に、それだからこそ、都市当局による債務の肩代わり金の返済を契機に3名は解任されている。1458年5月の文書は、その点を次のように表現する。「彼ら（市民）の熱心な懇願と、その折に提供された多額の貨幣支払に鑑みて、前記のネッセルローデとエッセルらから役職を剝奪し、彼らの代わりに我らの親愛な評議員で大公領の世襲典廩長である、騎士エンゲ

6) これら3人の役職者の略歴について、ケーメラー編の史料集から読み取れる限りで、紹介すれば次の通りである。①ウィルヘルムについては、1434～1465年に合計31通の史料が伝来する。そこに挙げられた主な肩書は、1434年プロイヒのアムトマン(UB-I/2, 355)、1439年ユリヒ大公の2村落の買い戻し資金提供によるデュレンのアムトマン職獲得(UB-I/2, 378-9: Domsta [1] 41)によれば、貨幣貸付以前にアムトマンに任命されていたというが典拠は挙げられていない)、1441年シュトルベルクのブルクヘル(UB-I/2, 396-7)、1443年デュレン・シェーンフォルストのアムトマン(UB-I/2, 402)、1445年デュレンのフォークト(UB-I/2, 475-6)、1456年宮廷評議員(UB-I/2, 478-80)で、その活動は、ラント平和・ユリヒ大公の債務関係の文書の証人・保証人と貨幣貸付・大公領の収支管理を中心とする。②アルノルトについては、1443～1463年に4通の文書が伝来する。主な肩書は、ビルケスドルフの流通税徴収所の徴税官(UB-I/2, 398-400)、1463年デュレンのフォークト(UB-I/2, 508)で、それ以外の2史料は、1458年「市民闘争」関係のもので、活動の詳細は不明。③クリスチャンについては、1458年の3文書しか史料伝来せず、1458年3月のシュルトハイス職の解任以外は不詳(UB-I/1, 494-6)。

ルベルト＝ナイト＝フォン＝ビルゲを、新たにアムトマンに任命することを知らせる。また、我らの都市デュレンの市民たちが、必要と感ずるときは、いつでも他のアムトマンを選任できるものとする」(UB-I/1, 495)。しかし、都市内紛干渉の直接の要因を、財政的関心に帰すことは許されまい。前述のように、1430年頃には債務はほぼ完済されて、都市財政は健全な状況にあったからだ(UB-I/2, 287-9)。この点で、1456年「闘争」は、1402年闘争とは明らかに性格を異にしており、その説明のためには、政治的要因に目を向けねばならない。

15世紀前半ユリヒ大公は、都市デュレン周辺の土地所有・領主権の獲得を通じて、領域支配の拡充を進めた。その間、アムト首邑のデュレンは、領域原理徹底による市民特権の制限、あるいは「領民」への身分的平準化に直面することになった。しかし、その試みも決して平坦ではなかった。特に、歴史の古い比較的大規模な都市の市民は、支配強化に頑強な抵抗を示した(Janssen [31], 199-200)。1373年ケルン大司教領の都市ノイスにおける慣習外の「服従・臣従」強要を契機に発生した市民・大司教間の抗争、1358年同じケルン大司教領の都市アンダーナッハにおいて市民内紛と同時発生した城館破壊事件、および1347年クレーフェ伯領の都市ヴェーゼルでアムトマンの居館建設・常駐にも矛先を向けた市民反抗が、代表例に挙げられる。この点、デュレンも例外ではなかった。確かにデュレン特有の帝国・ラントの2重性の長期存続と関連して、対立の噴出は1世紀近く遅れたが、多額の貨幣支払による「自治」拡大期と重なり合っていただけに、都市当局を介し市政干渉強化を図る大公役人への反発も、一段と激しさを増している。1456/57年「市民闘争」が、大

公役人の解任に終わらず、市民によるアムトマン選任権の獲得——1487～1531年アムトマン不在期を現出して権利行使を推測させる——まで進んだのも、そのような背景のもとである。1545年ポリツァイ条例にあってユリヒ大公の市政への影響は、従来の市長追認権に限られており、直接の干渉強化には、16世紀後半アムト体制の根本的再編を待たねばならない(表-2参照)。この大公役人の解任劇と、アムトマン不在期間の現出とは、手工業者・ツンフトの積極的な国制要因の性格を雄弁に物語るものとして銘記する価値がある。

このように、1456/57年の事件は、狭義の「市民闘争」に収まらない複雑な様相を呈するが、他方、都市内に対立の火種がなかったわけではない。1457年「同盟文書」第2項は、「様々な点で、市長・参審人・誓約した市参事会員と市民の間に意見の対立と不和が発生しているのので、我らは、この文書によって(原則の)明確化を図る」(UB-I/2, 483)と、市参事会員の構成・選挙方法に関する争点に言及する。この問題に対する仲裁裁定は、次の3点に要約される。①市参事会員は、オーベルステ4、ゲマインデ4の計8名から構成され、その半数が毎年改選される、②改選される2名のオーベルステ市参事会員の選出に当たるのは、参審人7名と任期2年目の市参事会員4名だった、③「毛織物工ツンフトの宣誓官と他のツンフト首長が、改選される他の2名のゲマインデ市参事会員の選出に当たるが、当文書公布日以降、宣誓官とツンフト首長の数は、増やしてはならない」(UB-I/2, 484)。

このうち、オーベルステ代表の選挙が、彼ら自身の手ではなく、参審人と任期2年目の市参事会員4(オーベルステ2、ゲマインデ2)名

とで行われていたことが注意をひく。オーベルステとゲマインデの関係は、議席数の対等から考えられるより以上に、後者に有利となっていた。同時に見逃せないのが、ゲマインデ代表の選挙人の中に、毛織物工の「宣誓官」と並び「他のツunft首長」7名が初めて記載されたことである。それは、1545年ポリツァイ条例で確立する7人会の輪郭を浮上させつつ、経済構造の転換に伴う社会的編成替えの進行を浮き彫りにした。

15世紀初頭以降に進行した社会的編成替えは、「同盟文書」の他の条項にも足跡を残している。第4項は、「前述の毛織物工ツunftの宣誓官とツunft首長は、彼らのツunftに誓約しているが、彼らの市参事会員と違って、都市には誓約していないので、次のように定める。宣誓官と他のツunft首長が、彼らの間から、あるいはゲマインデ（ここではツunft首長以外の構成員）から2人の市参事会員を選出する場合、彼らの良心に基づき、都市に最も有益な人物を選出することを誓約すべし」(UB-I/2, 484)と、市参事会員選挙に当たる、宣誓官・ツunft首長の都市への誓約義務を定める。都市に誓約しない手工業者が市参事会選挙を担当する、この新たな事態の発生は、毛織物工以外の広範な手工業者の社会経済的な上昇と関連づけて考へるとき、初めて正確に理解できる。

同じことは、財政管理に関わる一連の条項からも看取できる。都市デュレンの財政は、既述のように、アクチーゼ依存型の構造だったために、より広範な市民層の参加のもと、これまで以上に厳格な監視下に置かれる。財政収支・定期金管理に当たる市長の補佐役として、前任市長1名、参審人1名、市参事会員3名（オーベルステ1、ゲマインデ2）の設置 (§. 5)、市長

の行う年次会計報告の立ち会人として、参審人7・市参事会員8・毛織物工ツunftの宣誓官7と並ぶゲマインデ代表7の参加 (§. 6)、およびアクチーゼ請負に対する市長の監視・弁済義務の明記 (§. 10) といった具合である。また、ゲマインデ代表の発言力は、財政以外の分野にもおよぶ。参審人7、市参事会員8と並ぶゲマインデ代表7の市長選挙への参加 (§. 7)、また都市諸特権・文書の収納箱の鍵の保管に際して、市長、参審人・オーベルステ市参事会員、ゲマインデ市参事会員の1個ずつの分有原則 (§. 8) が、確認される。

この「同盟文書」は、既述の7人会の初出史料として、文字通りガツフェル体制の起点をなす。しかし、その後ガツフェル体制が、どのような経過を経て、どの時点で形成されたのか、正確なことは分からない。1545年ポリツァイ条例の編成は、表-2の通りだが、それも1543年火災直前の状況の再現と言われる (Schoop, 130)。逆に、それだからこそ、現実との乖離が顕在化するなか、1556、58年ポリツァイ条例により修正を受けた。いずれにせよガツフェル体制の起源は、既述の1513/14年毛織物工・6ツunftの係争文書までは遡及可能だが、その間の半世紀に制度変化に直結する「事件」は知られないにもかかわらず、ガツフェル体制への移行が生じた点に注目したい。換言すれば、中世後期の社会経済構造の転換につれ、ゲマインデ代表7名ないし7人会が、毛織物工ツunftの優位を掘り崩しながら、緩やかに台頭した。狭義の「市民闘争」に限定せずに、都市制度の変革の契機として苦情書提出・法廷闘争を始め多様な日常的活動への視野拡大の必要な所以である。

Ⅲ. ガッフェル体制の意義

1545年ポリツァイ条例によって確立したガッフェル体制は、既存のツunft・兄弟団を構成単位とし、市民の全員加入のもとに成立した市政官選挙団体で、文字通り都市制度の根幹をなす(表-2を参照)。この構成単位に注目する限り、そして中世後期以降ツunftの閉鎖化を強調する古典学説を前提とする限り、ガッフェル体制は、あたかもツunft利害の代弁者の外観を呈している。しかし、これまでにも繰り返し指摘してきたように、ツunft史の最近の研究成果に鑑みると、より慎重な取り組みが不可欠であろう。あるいは、角度を変えて次のように問うことも可能であろう。この時期デュレン手工業政策の主導権は、発展段階論の主張するように、都市当局から領邦君主に移行して、既に自律的な政策展開の余地はなかったのだろうか。以下では、この一組の問題の検討を通して、内外諸力の重層下にあるガッフェル体制の意義を考えてみたい。

(1) ガッフェル体制とツunft原理

ガッフェル体制は、少なくとも本稿の対象とする時期に関しては、ツunft政策の強力な推進者となることはなかった。

まず、1513/14年毛織物工・他の6ツunftの係争文書を手がかりに、毛織物工ツunftによる加入強制の拡大要求と、それに対する都市当局の対応を概観しよう(詳細は、田北[82]参照)。1513年初頭毛織物工ツunftは、外部製品の大量流入による危機の打開を図るべく、ユリヒ大公に次の主旨の苦情書を送った。「黒・深紅など染色された検印のない外部産毛織物が、デュレン産の名のもとに販売さるべく都市内に持

ち込まれたとき、我々は、我々の毛織物と同じように検査を行い、責任の所在を明らかにしたいのです...都市デュレンの仕立屋・靴屋・毛皮細工師、あるいは他の職種を営む者、すなわち6ツunftに属する者は、当該ツunftの成員権を前もって取得せずに働いてはならないのです。それと同じことを、我々は、恵み深き大公閣下に強くお願いする次第です。つまり我々の職種を営む者は、成員権を取得すべきです。それによって初めて、我々のツunft首長・宣誓官が、不適切な毛織物を裁定できるようになるのですから」(QRW, 492)。すなわち、外部製品に対する検査権行使の前提として、毛織物取引従事者すべてに成員権取得を強制しようというのである。

その直後に都市当局は、「毛織物工ツunftは、恵み深き大公閣下に幾つかの問題につき苦情を寄せましたが、それは市長・参審人・市参事会・共同体全体の了解・合意をえていませんし、そのような市民全体に彼らの意志を強制しようとする企ては、かつて一度も行われたことはありません」(QRW, 493)と、毛織物工の行動を都市当局に無断で行われた暴挙と強く反論して、ここに大公の宮廷裁判所を舞台とする法廷闘争の口火が切られた。都市当局は、次の引用に明らかなように、「取引自由」の原則を掲げて、ツunftの営業独占権の拡大要求に真向から反発した。「デュレンは、取引自由の都市 *eyn fry koufstat* であり、市民・余所者を問わず多くの者が、毛織物取引で生計を立てています。それに対し我々は、大公閣下に毎年多額の取引税を徴収して支払わねばならず、(加入強制の設定が許されれば)都市が苦情を浴びることになってしまいます...毛織物工たちは、デュレン内の全ての毛織物取扱人に、2分の1成員権の取

得を義務づけ、取引全体を統制しようとしていますが、それは決して市民の意志ではありません...毛織物工は、彼らの職種について維持してきた若干の権利に留まるべきです」(QRW, 493)。この係争は、1513年3月毛織物工側に有利な第一回仲裁裁定、その後「数名の市民は、市内で我々(オーベルマイスター)に向かって、臆面もなく上記の裁定を遵守できないと公言する」(QRW, 495/6)と表現される市民の不満の噴出、それを踏まえた都市当局・オーベルマイスター双方による大公への実態調査の要請、そして宮廷評議会員の調査報告に基づいた大公の最終裁定と、紆余曲折を辿るが、結局、ツンフトに年間数日の検査・処罰権を留保した上で、都市当局の要求が基本的に認められた。

この場では、ガッフェル体制下の都市当局が、毛織物工の加入強制拡大要求に対し、市民全体の利益を代表して「取引自由」を強く主張したことに注意を促したい。特に、デュレンは経済類型上、対外的に開放的な大市・年市都市ではなく、「域外市場向け手工業・商業都市」に分類され、しかもツンフトの発言力の上昇期に、この主張がなされたことは注目される⁷⁾。この事実は、デュレン都市指導層における商人の優位を確認すると同時に、柔軟で動態的なツンフト論の摂取の必要も痛感させる。この点では、H. プロイエルの次の卓抜な指摘が想起されるべきである。「16世紀前半の初期資本主義的な企業家が、絶対的な意味では、歴史的進歩の守護神

ではありえなかったのと同じように、ツンフト親方は、全ての社会的進歩をもっぱら固定する要素、あるいは進歩の阻害者を表現していたわけでない。その両極の間に広がる歴史的現実こそが、取り扱わるべきである」(Bräuer [10a] 4)。それと並んで、この係争が、大公と緊密な関係にある毛織物工に不利な裁定で幕を閉じた点に注意したい。特に、「経済構造の転換」に伴う社会的編成替えと、領域支配拡充に対応する支配の受け皿の変化とを、強く印象づけるからである。

第二に、ツンフト原理の不徹底さは、「一人一職」原理の変遷からも窺える。この原理は、1545年ポリツァイ条例の第2項に、「市民は誰も、同時に2つ以上の職種を営んではならない。そのことは、毛織物生産に従事する者は、ビール醸造を営んではならず、またビールを醸造・販売する者は、毛織物を生産してはならないことを意味しており、他の全ての職種についても同様である」(QRW, 2)の内容で、初めて登場する。しかし、既述の1556・58年ポリツァイ条例に当規定は、記載されていない(表-2参照)。ショーブは、不文律として原則の存続を主張するが、都市火災後に急務となった経済復興過程での規制緩和を考えたい。この点で、絶好の手がかりとなるのが、仕立屋・雑貨商間の帽子生産・販売をめぐる係争記録である。この史料は、1613年のものだが、主要な争点は、次節で詳述するように、16世紀半ばまで遡及可能と見なせるのである。

この係争記録の前半部は、係争の発端・経過について、「仕立屋ツンフト・雑貨商ツンフトの間の2つの係争が、市長・市参事に持ち込まれた。一方は、雑貨商を原告、数名の仕立屋を被告とした、販売向け既成品の生産・所有に関

7) ツンフトによる「取引自由」の要求は、隣接の都市ケルンからも知られる。1571年甲冑工ツンフトが都市当局に提出した苦情書は、スターベル政策批判の文脈で「取引自由」——原料コスト引き下げのための鍛造所からの直接購入——を掲げ(田北 [77] 481-3)、個々の都市を越えて、この地方全体を貫く特質をも浮上させる。「ツンフト地域類型」の観点の必要な所以である。

する係争で、仕立屋のツunft首長が仲裁人を務める。他方は、仕立屋を原告、数名の雑貨商を被告とした、職人・徒弟の採用と帽子用原料（購入）と男性・女性用帽子の販売に関する係争で、雑貨商のツunft首長が仲裁人を務める。1613年1月11日に双方のツunft首長が、破棄できない和解内容を書きしたため、それぞれのツunft集会にはかって意見を聞いた上、多数決による合意をえた。その後、市長・市参事会に、その内容の承認とツunft規約への追記を、再度求めてきた（QRW, 235）、と述べる。ツunft相互の製品販売をめぐる2つの抗争が問題となっており、ガッフェル体制下のツunft間の係争処理手続きが興味深い、それにもまして注意を引くのが、後半部の和解内容である。まず、仕立屋・雑貨商は、それぞれ相手方のツunft成員権の有無にかかわりなく——パーゼルをはじめスイス都市で確認される多重所属は要求されない（森田 [66] 240-7）——、商品種を限って複数職種の兼営を許可されている。また、雑貨商には製品販売だけでなく、帽子用原料購入から帽子工職人・徒弟の雇用＝自営作業場の設置まで許可されて、職種横断的な経営に道が開かれている。16世紀半ば以降「一人一職」原理は、すでに空洞化していたのである。

第三に、中世後期ツunft政策の文脈で必ず引き合いに出される、あの対外的独占も徹底されなかった。何よりも、ツunftの閉鎖化の指標ともされる、親方数の制限や親方子息の優遇も本格化しない。以下では、デュレンの代表的輸出産業である金属加工業、とくに鍛冶屋の例に則して概観しよう。

1543年火災は、1582年ツunft規約で「生業の農民化」*erbauerung* (QRW, 173) と表現される深刻な打撃を鍛冶屋に与え、2つの労働力確

保策の導入を強く要請した。一方は、徒弟制度の有名無実化にも繋がる、正規の修業を積まない職人の採用で、同規約の第17項は、「労働能力を備えながら余所でも修業手数料を支払っていない職人は、14日に限って仕事を許可する。それを越えて働く場合には、ツunftに1フロリン相当のブドウ酒を納めるべし」（QRW, 175）と定める。もう一方は、親方子息の成員権取得料軽減で（QRW, 173）、その年都市当局は、「価格革命」昂進の歯止めとして物価・賃金公定条例を発布せざるをえなかった点も考慮するとき（QRW, 14-5）、その意義も過小評価できない。しかし、それらも一時しのぎの便法に過ぎなかった。16世紀末オランダ独立戦争や宗教迫害に伴う手工業者の大量流入と、都市内の技量低下・親方数過剰の弊害とに直面してツunftは、閉鎖化ではなく、自己規制に踏み切る（Schoop, 138-9）。ツunftの要求を容れて修正された1601年ツunft規約には、親方子息優遇の制限・職域の厳密な区分を踏まえた技量養成条項とが盛り込まれている（QRW, 176-7）。

また、デュレンにおけるツunftの閉鎖傾向の弱さは、職人組合・職人運動の欠如からも間接的に証明できる。例えば、ショーブ編の史料集に所収された14-17世紀ツunft文書63点のうち、職人組合・運動関係の証言を含むのは皆無である（田北 [81] 882-94）。ここで間接的というのは、最近の職人史研究は、職人組合の形成要因をツunft閉鎖化に還元する姿勢を捨て、複合要因の設定——K. シュルツの提唱する経済局面・遍歴・法制度の「三位一体」説に象徴される——に踏み切ったからである（Schulz [46]）。その際、職人運動の低調は、ひとりデュレンに限らず、下ライン地方全体の特徴をな

しており、その原因の究明には、対象地域を拡大した接近が不可欠である。この場では、中世後期デュレンの都市制度・ツンフト行政において職人・徒弟が比較的高い地位を享受していたことを指摘するに留める⁸⁾。シュルツからは、親方・職人の政治的亀裂を深め職人組合の形成を促進したと理解されている、市政参加からの排除と逆の特徴を浮き彫りにすることで、いわば職人組合結成の必要十分条件として「三位一体」説の一角を掘り崩している。

さらに、ガッフェル体制の成立は、直ちに、周辺手工業の禁圧——ツンフト閉鎖化と並び対外的独占策の他方の柱——につながったわけではない。この点は、市壁直外に位置する郊外市が、16世紀一杯、都市当局の手工業規制を免れた事実から容易に読み取れる（田北 [71] 137-44）。デュレンの郊外市は、14世紀半の史料で経済・法制・地誌的に「都市・農村の過渡的特質」（K. チョク、田北 [72] 97-105）を浮上させるが、本格的発展を示すのは都市火災後のことである。1596年7ガッフェルから都市当局に宛てられた苦情書は、当時の郊外市の急成長を、次のように伝える。「ここ数年来、我々の仲間市民たちは、オーベル門だけでなく他の市門の直外に移り住み、都市に災いを及ぼす仕方で大規模な家屋・建築物を作らせて、それを維持してい

る。彼らは、パン焼き、ビール醸造、雑貨取引、穀物取引など、あらゆる種類の商業（手工業）を、ルーア川上で、また近隣の村落を相手に、市壁内市民以上に活発に営んでいる」（QRW, 198-9）。市壁内住民も吸引しての郊外市の急膨張の原動力は、何よりも、ツンフトの営業規制・警衛義務・市場取引に際するアクチーゼの免除に求められる⁹⁾。特に、引用部に名の挙がった、パン屋、ビール醸造人および雑貨商の1544・45年のツンフト規約は、加入強制の対象地域を明確に「都市デュレン内」に限定する。このうちビール醸造人にとって郊外市と法的格差が解消したのは、1599年醸造ビール種の輪番制導入を契機としてであった。そこには「市門の外部に居住し、今後2アルプス・ビールを醸造する親方は、以前の市参事会法令によれば、麦芽の輸出にだけ課税されたが、今後は、都市内のビール醸造人と同じように、麦芽を水車場に運ぶ前に、粉挽きが徴税吏を訪ねて検査の上で課税証書を受け取ること」（QRW, 206）とある。

以上のように、ガッフェル体制の成立は、ツンフト原理の貫徹をもたらしただけではない。ガッフェルの構成単位に目を奪われて、ローカル利害への閉塞化を結論してはならない。そのような主張の基礎にあった古典学説は、70年代以降根本的に批判され、支配的地位を失ってきたことが想起されるべきである。経済状況の変化に柔軟な対応を示す、柔構造の社会集団としてのツンフト像構築の必要な所以である。

8) 表-2に明らかなように、少なくとも鍛冶屋・毛織物工・麻織物工の既婚職人は、ガッフェル体制に参加している（田北 [83] で述べたように、定着型・遍歴型職人の区別も必要である）。また、職人は、独自の組織に結集せず、ツンフト内で親方と並ぶ高い地位を占めている。域外市場向けの毛織物・金属加工業から一例を紹介すれば、次の通りである。1387年縮絨工のツンフト決定は、「親方・職人 *meister ind knapen*」の名で作成・公布され（UB-I/1, 204）、また1601年鍛冶屋ツンフト規約の追加条項は、ツンフト所有のブドウ酒の「親方・職人・徒弟」への均等な分配を定める（QRW, 177）。この地方全体を貫く特徴として職人運動低調については、とりあえず田北 [78] [79] を参照せよ。

9) 詳細は、田北 [71] 137-44、を参照せよ。警衛義務の免除については、次の史料証言をみよ。「その家屋は、警衛義務を免除されているため、都市内の家屋よりも早く、かつより高い賃貸料で貸し出されて居住されている...我らの負担軽減のため、市門外に居住する仲間市民たちにも警衛義務を賦課する法令を公布されますよう」（QRW, 198）。

(2) 手工業政策をめぐる都市・ランドスヘル

中世後期デュレンの手工業政策の担い手についてショープは、「市参事会の最も重要な権限は、都市の財政収支の管理とツunft規約の発給・変更にあった」(Schoop, 48-9)と述べ、基本的に市参事会の自律権を理解する。一方、G. ベロウは、ユリヒ・ベルク大公領のラント諸身分の国制史的意義を概観した著書において、その問題にも言及し、大筋でショープ説を確認しつつも、文書発給・係争処理に際しての大公の協議・裁定権留保を指摘した(Below [9a] 57-8)。この両者の見解を念頭に、ツunft規約・文書の発給権に焦点を絞り、手工業政策をめぐる都市・大公関係を一步踏み込んで追究してみよう。

1498年肉屋のツunft規約は、都市火災による焼失を免れた唯一の規約である。この規約に前書・後書はないが、市場検査官の任命に関わる条項が、ショープに有利な証言を含む。「デュレンの肉屋ツunftの首長・親方たちが、市長・参審人・市参事会に対し、販売用食肉の品質検査に当たる市場検査官を、これまで通り彼らのなかから任命するように要請したので、そこに名の挙げた2人を市場検査官に任命する」(QRW, 99)。しかし、近年ケメラーによって刊行された、14世紀末の毛織物工業関係の文書2通は、ツunft規約ではないが、それと大きく異なった状況を示す。

1387年縮絨工のツunft決定は、隣接職種の毛織物工ツunftによる文書追認・処罰権の掌握を明記する。「我ら(縮絨工)の親方・職人・徒弟は、ツunftの利益と名誉のために、罰金刑を伴う後記の諸条項を一致して遵守することを知らせる。我らは、デュレンの有徳の人々、つまり毛織物工ツunftの首長・宣誓官に、彼

らの御助言と罰金徴収への御協力をお願いする次第です(後書き:毛織物工ツunft首長・宣誓官の印璽による文書の有効性の確認願ひ)」

(UB-I/1, 204)。それに続く、1400年頃の毛織物工のツunft決定も、「先のツunft首長による規定が十分ではなくなったので、新任の首長が、それを修正したことを知らせる」(UB-I/1, 245)と、ツunft首長の手で作成・公布されて、市長・市参事会の追認に言及もしない。その間の事情は、大公との直属関係を背景に毛織物工が享受する、市政上の特別な地位から説明できよう。裏返していえば、大公は、毛織物工ツunftを介して影響を行使できたのである¹⁰⁾。その点は、大公による毛織物検査官=オーベルマイスターの任免権・罰金の3分の1の取り分の掌握から看取できる。

1543年火災による文書焼失は、多数のツunft規約再公布の契機となったが、その間の内外の制度変革も反映して、新たな状況を垣間見せ

10) 類似の状況は、粉挽工からも看取できる。1585年ツunft規約によれば粉挽工は、大公に対する1マイル以内の食料・ワラの運搬・水流管理義務の代償として、広範な裁判上の自律権——殺人を除く流血事件も含めてツunft集会での裁定権——と軍役軽減の特権を与えられている(QRW, 177-82。特に第9~11, 16, 24-7項を参照)。それらの義務は、1548年判告録に明らかのように、この時期にも履行されている。「デュレンの水流を利用する粉挽工は、大公閣下のためにデュレン周辺1パンマイル以内に魚運搬の奉仕義務と、大公閣下の館に、10分の1税支払義務をもつ農家からワラ・燕麦運搬の奉仕義務を負っている。また、次の証言もあった。以前、大公閣下が騎上槍試合を当地で開催されたとき、上記の粉挽工たちは、砂・ワラ運搬の手伝いをした。B. プロッホ様がシュルトハイス職にあったときには、ハムバッハ・ニーダーツィーアー・エッガースハイム・フェルケンの場所まで魚を運んだ」(Domsta [1] 192)。しかし、手工業警察権は、都市当局に属すること忘れてならない。特に、市民生活に不可欠な食料品関係職種の常として、市長への誓約義務・手数料公約などを通じて厳格な監督下に置かれ、特に違反に際しては、ツunft公認の一時取り消しも含む厳罰が適用されている(QRW, 177, 203-4)。大公・手工業者間の対人的関係と、地縁的・共同体的関係の交差の観点が必要な所以である。

ている。まず、1544年雑貨商ツunft規約は、ユリヒ大公・評議会との事前協議を明記する。

「1543年都市デュレンが、戦火のために灰塵に帰したとき、7ツunftの規約も全て焼失してしまった。そこで、この7ツunftの1つ雑貨商は、43年我らの恵み深い大公閣下・宮廷評議会と協議の上、文書をしたため、市庁舎内で読み上げられるべき規約を作成した」(QRW, 121)。また、同じことは、1582年鍛冶屋からも読み取れる。「(都市火災によって文書が焼失したので)賢明で高貴な我らのユリヒ大公閣下と、都市デュレンの市長・参審人・市参事会とからの命令を待たずに、(ツunft)集会を開き、古くからの慣習に基づき、市参事会の同意のもと遵守すべく、後記の規約・法令を作成した」

(QRW, 172-3)。市参事会の規約発給・追認権掌握の基本線は堅持されるとしても、大公の事前協議権も既に前提とされている。

さらに、1590年靴屋のツunft規約からは、大公による係争時の仲裁権を読み取れる。「都市デュレンの靴屋、鞣皮仕上工、皮鞣工、肉屋の間で過去数年間にわたり様々な争いが発生してきた。それに対し、我らの高貴な大公閣下と賢明な宮廷評議会は、1586年9月30日と89年4月20日に裁定を下された。しかし、靴屋ガツフェルの会員たちは、それら裁定と、我らの公認を得ていない先の規約(44年草案)に反する行為をとっており、爾後そのような争い・対立の発生を回避するため、他のツunftと同じように規約の公認を要求してきた。そこで、我ら、デュレン市長・参審人・市参事会・七人会は、大公閣下による上記の裁定、先の規約(草案)、およびこれまでの慣習を十分考慮した上で、次の規約を公認する」(QRW, 193)。その背景には、都市制度全体での大公の影響力拡大がある

(表-3の1556年ポリツァイ条例における大公関係項目の増加をみよ)。1558年ポリツァイ条例の後書きに見える、ガツフェル編成修正時に先立つ大公・宮廷評議会と都市当局との協議規定も、それを強く印象づけるが、それを拠り所にして手工業政策の担い手の移動を結論するのは、早計に過ぎる。この点は、大公の発布したラント手工業条例への都市側の対応を一瞥するとき、ただちに明らかになる。以下では、ユリヒ・ベルク大公領の帽子工全体を対象に1560年に発布され、1571年に更新された条例を素材として都市・大公の関係を検討する。特に、この条例発布は、都市デュレンだけでなく、ラント境界も越え他都市の反応を呼び起こしており、その分、より広い裾野から比較できるからでもある。

1550年頃デュレン帽子工は、規約草案を添え都市当局の公認願いを提出した。「思慮深く賢明なヘルである、都市デュレンの市長・参審人・市参事会に対して我らは、最近嘆願書を添えて協議の上、好意溢れる返答を賜りますようお願いいたしました。我ら下に署名した10名の親方(名前省略)は、参審人・市参事会から必要な修正を甘受すべく、次の条項を作成しました」(QRW, 135)。それを受理した「市長とパイジツァーは、帽子工の文書を一読の上、市参事会の審議に委ねることを決定した」(QRW, 136)。しかし、理由は不詳ながら、その要求は退けられる。その後、ガツフェル再編の年に当たる1558年にツunftは、規約公認要求を再び提出したが、やはり拒否される。そして、上記の条例発布を境にデュレン帽子工の規約発給をめぐる動きは、一段と活発化する。

この帽子工条例は、発布の理由として領民による窮状打開の要求を挙げる。「神の恩寵下の朕ユリヒ・ベルク大公ヴィルヘルムは、領民・帽

子工親方全員に対し、彼らの要請に基づき、手工業の回復・改善をはかるため下記の法令を公布する」(QRW, 146)。しかし、法令徹底のため1571年に条例更新を余儀なくされた事実、あるいはそれを契機に都市多数が独自のツフト規約を公認した事実が、条例と現実の乖離を雄弁に物語る。手工業の状況は都市毎に多様で、ラント条例という単一の鑄型に流し込めるほど単純ではなかった。この点、デュレンも例外ではない。特に、帽子販売権に関する第6項は、「この文書の日付以降、雑貨商のように、当手工業を修業せず4年間の修業を終えていない者は、親方と売場を並べて帽子を陳列し販売してはならない」(QRW, 146)と、雑貨商を名指しで批難して、デュレンで支配的な生産・販売組織を直接俎上に載せたため、都市内の事態を一段と粉糾させた。例えば、1583年帽子工は、雑貨商による営業権侵犯を都市当局に訴え、また1595/96年にも同じ問題をめぐり再度係争を起こしている。その際、1596年都市当局の裁定は、1613年和解文書を先取りするかのように、特定種の帽子生産を雑貨商に公認して、市民諸層の利害状況の複合性も垣間見せながら、規約公認への序曲となった。その意味から、1601年都市当局公認の規約の第2項に、既述の帽子工条例の遵守を名目的にはうたいながら、「1571年帽子工条例(1560年条例の更新)は、多くの点で都市デュレンの諸関係に適合しないので、デュレン内の他の多数の手工業者と同じようにツフト規約の発給・公認を要請した」(QRW, 217)と述べ、件の第6項を削除したのも、決して偶然ではない。

その間、ユリヒ・ベルク大公の都市ラティンゲンで1576年に、そして隣接のケルン大司教領の都市ノイスでも1570年に、それぞれ都市当局

が規約を発給して、この時期下ライン地方全体における問題の広がり、都市毎の独自の対応可能性とを明らかにした。次に、ツフト規約とラント条例の内容の比較から、手工業政策をめぐる都市・大公関係を検討しよう。

表-5は、1560年に発布され、1571年に更新されたユリヒ・ベルク大公の帽子工条例、都市デュレンの1550年頃の規約草案と1601年都市当局の公認を受けたツフト規約、都市ノイスの1570年規約、および都市ラティンゲンの1576年規約、に記載された内容を条項毎に整理したものである。このうち左端の欄に条項番号〈§〉をつけた項目が、ラント条例の記載分、そして矢印をつけた項目が、それ以外の都市ツフト規約の記載分に当たる。その際、各規約の刊行状況——1601年デュレン規約の宗教・社会生活関係の条項は、編者のショーブによって項目名が一括して挙げられている——や、内容の複合性とも関連して、大雑把な見取図の域を出ないが、次の指摘を行っても、恐らく異論はあるまい。ラント条例の主要な内容は、徒弟制度、職人・徒弟の雇用、および製品の市場販売に関連する。そのうち都市の規約と大きく重なり合うのは、職種特有な共通の技術的要請に対応する徒弟制度関係の条項で、それと対照的に都市の経済類型の違いも反映した市場販売関係の条項は、全く継承されない。特に、第12項の内部係争の処理関係の規定は、都市毎の支配構造・制度条件の違いもあって、根本的な手直しを受けている。同じことは、親方資格取得条件、宗教・社会生活、および手工業経営の実際の舵取りに関わる規定にも指摘できる。

このように、ラント手工業条例は、生産・販売・法規制に関する緩やかな大枠設定を越えるものではなく、領邦レベルにおける特定職種の

表一 5 1560年ユリヒ・ベルクの帽子工条例と諸都市のツンプト規約

条項内容	1560ベルク大公の条例 1571更新：12条項	1550デュレン草稿 都市当局拒否：16条項	1570ノイス規約 都市当局公認：16条項	1576ラティンゲン規約 ベルク大公公認：33条項	1601デュレン規約 都市当局公認：33条項
前書	ユリヒ・ベルク領内の帽子工の嘆願を受けての発布	10名の親方の嘆願。市参事会の審議後拒否。	他の有力都市の持つ規約欠如を理由とした要請。	1571条例と都市状況の不適合。地域限定して公認	1571条例と都市状況の不適合。帽子工要求・公認
徒弟・職人関係および経営形態・組織関係	1. 徒弟修業年限 4年 §.1	§.4	絹製品は除外 §.2	§.7	§.7
	2. 徒弟の嫡出証明義務／徒弟採用時の2M 立会い §.2		登録料・試験期間 §.7	登録料、貧民を例外 §.3	§.7, 8, 9
	3. 修業を放棄した徒弟の採用禁止 §.4	§.6			§.10
	4. 刺繍工・徒弟雇用数の制限 (2+1) §.3	2名/職人含め3 §.7, 8 徒弟は1名3名 §.5	刺繍工4名 §.4 *職人2, 徒弟1	刺繍工2 §.14	職人2, 徒弟1 §.11
	5. 上記条項違反の罰金規定 (2gl.) §.5		罰金のZ・都市当局折半	アムトマン/市長/Zに各三分の一 §.32	
	6. 未修業者のもぐり営業の禁止 §.6			§.26	
	7. もぐり手工業者との取引禁止 §.11			§.18	年市を例外 §.13
	8. 雇用契約の攪乱=中途破棄・引抜・賃貸禁止 §.10		§.8	§.17	14日目の解約通告 §.12
	9. 仕事場外の仕事依頼=問屋制度禁止 →	刺繍仕事 §.9			
	10. 資格外の仕事禁止 →	刺繍工 §.10			
	11. 原料購入の介入権 →	10Pf. 以上 §.11	25Pf. 以上 §.9	25Pf. 以上 §.22	
	12. 不良原料使用禁止 →		§.6		
	13. 都市居住義務 →			アムト内帽子工 §.1	
内部法制的関係	1. 内部係争の罰金とZ・大公の罰金折半 §.12	内部争い禁止 §.12 停職処分 §.15	市長の裁定 §.15 処罰は停職 §.14	ZM/Z 集会で裁定 §.29	Zに第一次裁定権 §.18
	2. ZM 関係 →		週1回の巡回検査 §.5 選挙, 会計報告 §.12, 13	品質検査 §.19	
	3. 職人関係 →			Z 集会で争い処理 §.15 賃金公定 §.16, 24 職人の仕事周旋 §.23	
成員権関係	1. 成員権取得料 →	5gl. /8v 葡萄酒/食事/2 Pf 蠟/バケツ §.1	嫡出・修業(Lj, K) 入会金/宴会/親方作品 §.1	嫡出/修業(Lj, K) 宴会/甲冑 8, 9, 10, 13 §.2, 7	§.3, 4, 5, 6
	2. 親方作品・検査規定 →	3種類, ZM §.2, 3		成員権取得後 §.7, 12	
	3. 寡婦権/子弟優遇 →	親方死亡時半額 §.14		親方作品・宴会 §.11	§.1
販売関係	1. 市場販売時間の指定 11時以前の禁止 §.7				
	2. 抽選による売場指定 §.8				
	3. 売場の使用料徴収 §.9				
	4. 外部製品の販売禁止 →		§.3	§.18	
兄弟団関係	1. 宗教・兄弟団関係 (葬儀参加義務) →	親方・婦人/新親方の特別な義務 §.13	新親方の義務 §.10	親方・職人の相互扶助基金/ミサ §.26, 30, 33	§.20~33 (史料刊行がこのように一括)
	2. 宴会規定 →	口論・誹謗禁止 §.16			§.14~17 (史料刊行がこのように一括)
	3. Z 集会関係 →		§.11, 16	§.21, 30	

(註) ベルク大公の帽子工条例の欄の条項 (§) 番号は、1571年更新文書による。同欄の矢印→は、条例に含まれない条項。それ以外の欄の条項番号は、当該ツンプト規約のもの。省略形：Zはツンプト、ZMはツンプト首長、glはグルデン、Pfはプント、vはフィアテル、Lj・Kは徒弟・職人。

[典拠] 左から順に、QRW, 146-7: QRW, 134-6: Lau [5] 249-51: Redlich [7] 189-95: QRW, 235-6.

法規範の統一には程遠かった。帽子工条例が11年後に更新された事実、また更新後に多数の都市が独自の規約発給に踏み切った事実が、その実効性の限界を印象づけている。もちろん、ユリヒ大公は、個々のツunftとの特別な結びつき、係争の仲裁裁定や、規約作成の事前協議など様々な機会に直接・間接に影響行使していたが、まだペロウの想定する枠内に留まっていた。

むすび

本稿では、1970年代以降急旋回した都市史・手工業史の最近の成果を念頭に、中世後期デュレンにおける「支配とツunft」を検討した。その際、ユリヒ大公と都市・ツunftの関係の変化を、経済・社会・政治的諸要因の相互作用のもと総合的に把握することを試みた。その基本視角を略述すれば、次の通りである。中世後期デュレン経済の位相を、下ライン地方全体の「構造の転換」——それは、都市・農村の交互作用にもとづく同時的転換と、ケルンを頂点とする経済的な中心地システムの確立と、に彩られる——と捉え、それが社会構造の変化に与えた影響を次の2方向で捉えた。一方は、階層分化・職種間の貧富の格差拡大による社会・政治的緊張関係の増幅で、周知の「市民闘争」の頻発として現象し、他方は、中心地システムの確立＝内外市場活力の流入を背景にした、広範な手工業者の経済・政治的上昇で、小都市におけるツunft叢生のなかに端的な表現を見出す。この経済社会構造の転換は、ランダスヘルの小都市建設・アムト形成を通じた領域支配の拡充という政治構造の再編にも対応していた。この経済・社会・政治の3領域に跨がる変化を、それらの接点に位置する、都市の社会集団の一つ

手工業者＝ツunftに注目しつつ考察した。換言すれば、最近の手工業史の研究成果として柔軟で動的なツunft像を撮取り、都市史の新潮流を代表する経済的な中心地システム＝空間機能と、都市の社会・政治構造との橋渡しを試みた。最後にデュレンを対象としたケーススタディの成果を以上の基本線に沿って整理し、併せて筆者の懸案の中世後期ラインラントの「ツunft地域類型」——H. レンツェからはガッフェル型と捉えられた——の検出作業と関連づけて一言することで、本論のむすびとしたい。

13-16世紀デュレンは、帝国都市からラント都市へ、次いでラント都市から領域支配の単位のアムト首邑へと、段階的に政治・支配構造の変化を経験した。この移行の第二段階で都市制度の根幹をなすガッフェル体制が、次第に姿を整えてくる。本稿では、このガッフェル体制の形成要因、制度変革の節目として「市民闘争」との関連、およびガッフェル体制下の手工業政策の担い手と特質を、デュレンをめぐる支配と絡めて追究し、ガッフェル体制のもつ意義を明らかにした。その主要な論点を要約すれば、次の通りである。

(1) ガッフェル体制の成立には、都市内外の要因が働いている。内的には、経済構造の転換に伴う社会的・政治的な地殻変動、すなわち15世紀半ば市政に強い影響力を振るっていた毛織物工ツunftに代わり、構造転換の受益者として鍛冶屋他の手工業者が台頭して、前者の政治機能を継承する過程と理解できる。1457年「同盟文書」にゲマインデ代表7人として初めて姿を現し、1513/14年係争文書で7ガッフェルの輪郭を浮上させ、そして1545年ポリツァイ条例や1548年判告録で確立する。その意味から、ガッフェル体制は、市民諸層の経済力に応じた政治

権限の再分配という都市社会内部の均衡回復過程の産物と理解できる。

それと同時に、ユリヒ大公の領域支配拡充からの直接・間接の影響も、忘れてはならない。上記の2段階的な支配構造の転換と絡めていえば、第一ステップの移行に際して毛織物工が果たした都市側の受け皿の役割を、第2ステップではガッフェル体制が継承したとも理解できる。特に、市民全員加入の原則を貫くガッフェル体制は、特定手工業者・大公の特権を絆とした個別的結合とは対照的に、アムト住民全体の「領民」身分への平準化という大公の要求に、より適合的な制度条件を具えていたからである。

(2) 中世後期デュレンは、制度変革の節目として「市民闘争」を2度経験した。それらは、中小都市特有の支配構造も反映して、通説の主張より、はるかに複雑な様相を呈している。その発端にしても、社会経済構造の転換に伴う階層分化・階層利害の対立という、都市内の社会的緊張の増幅には還元できない、内外要因の複雑な絡み合いに求められる。1402年「市民闘争」には、大公債務の肩代わりが、アクチーゼ依存型の財政構造のデュレンに大衆課税の強化をもたらした。経済・政治的な力を増してきた手工業者の反発と階層利害の対立激化に拍車をかけた。続く、1456/57年「市民闘争」からは、大公役人の都市当局への肩入れの形で直接の関与を看取できる。その背景には、15世紀半ばアムト制度の確立に象徴される領域支配の拡充、特にアムト住民全体の「領民」身分への平準化政策があった。しかし、この時期デュレンは、多額の貨幣支払を代償に特権獲得＝自治権拡張を進めており、その分一段と激しい抵抗を惹起し、結局、大公役人の解任・アムトマン選任権の獲得・アムトマン不在期(1487-1531年)の現出をもた

らした。ガッフェル体制は、既述のように共同体・領主制的諸力の接点で形成されて、ともすれば「支配の受け皿」という受動的側面が強調されがちだが、この積極的な国制要因の側面を見落としてはならない。

しかし、ここで特筆すべきは、デュレンのガッフェル体制が、「市民闘争」の直接の洗礼を受けずに形成されたことである。すなわち、1456/57年「闘争」から1545年ポリツァイ条例まで「市民闘争」の発生は知られないが、1513/14年係争文書に7ガッフェルの基本輪郭が既に登場する。この事実は、「市民闘争」研究で近年強く叫ばれている、二重の意味の視野拡大——太都市から中小都市へ、都市の制度変革の画期となる華々しい社会政治運動から日常的活動全般へ——の必要を痛感させる。そして、この問題は、中世後期ケルンを頂点に確立した経済的な中心地システムの構成単位の中小都市相互における社会・政治運動の連動性と関連するだけに、対象都市を拡大し稿を改めて検討したい。

(3) ガッフェル体制が、既存のツunft・兄弟団を基本単位に組み立てられていたからといって、ツunft政策の貫徹を主張することは短絡にすぎる。中世後期ツunft政策を特徴づけるといわれる対外的独占策も、顕在化しなかった。1513/14年都市当局が、毛織物工ツunftの加入強制拡大大要求に「取引自由」の対案を提示し、ユリヒ大公の仲裁裁定で勝訴したこと、1545年ポリツァイ条例によって初めて導入された「一人一職」原理が、その後の経済復興過程で大幅に緩和され、ガッフェル横断的な経営の公認によって法的にも空洞化されたこと、「都市・農村間の経済的過渡地帯」の郊外市が、16世紀末までツunft規制の適用を免除されたこと、技量低下・生産過剰の弊害深刻化に直面した、

ツンフトが親方子弟優遇・閉鎖化を自粛したことは、いずれも規制の緩やかさを示唆する。70年代以降の「生業説」「反動テーゼ」批判の潮流を真剣に受け止め、地域毎の社会経済・政治的特質を考慮したキメ細かな接近が必要なのである。

他方、以上のようなツンフト政策の不徹底を、経済発展段階論の図式に沿って、都市当局から領邦君主への政策主体の交替の結果と解釈してはならない。ガッフェル体制の成立に領域支配の拡充が大きく働いていたとしても、領邦君主の手工業政策への影響の過大評価は許されない。この点は、ツンフト規約・文書の発給権の変遷、あるいはラント手工業条例・都市ツンフト規約の比較から容易に読み取れる。すなわち、規約作成前の協議権や係争時の裁定権が大公によって留保され、また時代が進むにつれて、その影響は拡大したとしても、手工業警察権は、基本的に都市当局の権限に属している。また、16世紀以降たびたび発布されるラント手工業条例も、あくまで大枠設定の域を出ず、領邦全体の法規範の統一には程遠かった。1560、71年帽子工条例の発布・更新を契機に多くの都市が、独自の規約作成に踏み切った事実が、現実と法の乖離、あるいは都市・ツンフトによる手工業の自律的な舵取り権の行使を、強く印象づける。そして、この文脈にガッフェル体制を位置づけるとき、内外諸力の交差のもとにそれがもつ意義が、一層鮮明に浮上してくる。すなわち、中世後期「経済構造の転換」過程で経済・政治的力量を高めた手工業者にとってガッフェルは、2つの重要な機能を担った。経済的には、ケルンを頂点とする経済的中心地システム確立に伴う、新たな経済・市場状況とその変化への敏速で柔軟な対応のための制度的基盤として、他方、政治的に

は、そのような自律的な舵取り能力の維持のために、大公の支配拡充の試み——アムト体制編入・領民への身分的平準化——への抵抗の結晶核として、機能していた。

(4) 以上の分析結果をもとに、レンツェの提唱する「ツンフトの地域類型」論、特にライン地方の「ガッフェル型」の仮説について批判的に検討したい。最初に、以下の論述にとり必要最小限の範囲で、レンツェ理論の骨格を紹介しておこう(田北[80])。①市場監視・徴税目的に「上」から編成されたアムト的組織から自律的組織＝自発結合への段階的な移行の想定、②その移行の正否も含め発展の原動力として手工業者と都市領主・都市当局との政治的力関係への注目、③都市をめぐる支配構造に規定され、手工業者の担う機能差——経済、政治、社会・宗教——として現象する「ツンフトの地域類型」の設定、の3本柱から構成される。ツンフトの政治機能に的を絞り込み、それを地域の政治・支配構造のなかに的確に位置づけ政治的な動態像を提示したことは、明らかにレンツェの功績に属する。しかし、手工業史研究が急旋回した70年代以前の産物としてレンツェ説は、様々な難点を含む。方法論に関わるものに限定しても、手工業者の政治的力量上昇の基礎となる経済諸力の等閑視、法制的接近の重視、中小都市の独自性の軽視、を挙げることができる。中世後期ライン地方の「ガッフェル型」の仮説も、この点例外でなく、ケルン・アーヘンのような大規模な帝国都市の例を拠り所にし、ツンフトによる全ての領域での高い自律権達成＝共同体原理の貫徹が結論される。

本稿の成果は、レンツェ説に次の2点で強く修正を迫っている。一つは、ガッフェル体制を押し上げた力は、手工業者の結束強化を梃子と

した領主制的制約の打破・自立性拡大という、都市内部の共同体原理の貫徹には還元できない。デュレンの事例に明らかなように、政治類型を異にした中小都市の場合、むしろ都市の「経済構造の転換」に伴う社会的編成替え＝共同体関係の再編と、領域支配の拡充という、いわば共同体・領主制的要因の押し合いの接点でガッフェル体制は成立した。逆に、それだからこそ、ケルンやアーヘンのような大規模な帝国都市だけでなく、クレーフェ伯の居城都市クレーフェをはじめラント都市多数に普及したのである。平板な制度移植論に終わることなく、地域史のフレームを踏まえ、しかも共同体・領主制の原理的対立に囚われることなく、その相互依存的側面を考慮した柔軟な接近が不可欠なのである。

もう一方は、広範な手工業者・ツンフトの政治的力量上昇を可能にした経済的变化に関わる。ここで注意したいのは、経済的变化が、個々の都市に限らず、ライン地方全体にわたる「経済構造の転換」——特に、その最も重要な局面をなす、ケルンを頂点に確固たる制度基盤上での経済的な中心地システムの確立——と深く関わっていたことである。この中心地システム内で担う役割・機能差が、社会経済・政治構造の異

なる諸都市に多様な衝撃を与え、また独自の反応を惹起した。経済・社会・政治の全てを視野に収めた接近の必要な所以である。

このようにレンツェ説は、そのまま受容するには難点もあるが、筆者は完全に退けるつもりはない。中世後期ライン諸都市は、ガッフェル体制に結実するか否かを問わず、ツンフトの政治機能の拡充——1436年ケルン大司教領の都市ノイスのガッフェル禁止令は、同じ運動の存在を明示し、また15世紀「修道院都市」ジークブルクでは、アムト的組織から自律的ツンフトへの移行を看取できる(田北[81]893, [84])——を経験した。また、それらの都市は、ケルンを頂点とする同じ中心地システムの構成要素として経済的に緊密な相互依存関係で結ばれており、さらに中世後期の職人運動の低調や「市民闘争」の同時発生をはじめ、手工業・ツンフト問題も多数共有していた。従って、中心地システム(経済)・領邦国家(政治)・その連環としてツンフト(社会集団)の政治機能を基礎に、上記のような動力的なモデルとしてレンツェ説を解釈し直す限り、ライン地方の「ツンフト地域類型」を「ガッフェル型」と捉える見解は、今日もなお魅力を失ってはいない。